

学校感染症による出席停止の扱いについて

医師から学校感染症と診断された場合は、すみやかに学校へ御連絡ください。

学校保健安全法の規定により、生徒が学校感染症にかかっていたり、その疑いがある場合は個人により異なるので、医師の診断に基づき登校の許可が出るまでは学校を休んで十分に休養をしてください。出席停止期間は、欠席の扱いにはなりません。

なお、登校する際は医師から直接お渡しするか、郵送またはホームページからのダウンロードにてお受け取りいただけます。受け取り方法については、担任に御相談ください。

学校感染症の分類と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、ジフテリア、痘そう、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、ペスト、急性灰白髄炎など	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退した後2日間を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるとき	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎（はやりめ）	
	急性出血性結膜炎（アポロ病）	
	その他の伝染病 (溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など)	

証 明 書

学校名 新潟県立柏崎総合高等学校

氏 名 _____ (年 組 番)

病 名

- 1 インフルエンザ (_____ 型)
- 2 百日咳
- 3 麻疹
- 4 流行性耳下腺炎
- 5 風疹
- 6 水痘
- 7 その他 (_____)

上記の疾病は、軽快していますので登校してもさしつかえありません。

診断年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

出席停止の期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師氏名